

○岐阜大学共同研究講座及び共同研究部門規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 16 号)

**改正** 平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規程第 42 号  
令和 2 年 2 月 1 日規程第 2 号 令和 2 年 4 月 1 日岐大規程第 52 号  
令和 3 年 1 月 1 日岐大規程第 121 号 令和 3 年 3 月 9 日岐大規程第 138 号  
令和 3 年 3 月 19 日岐大規程第 145 号 令和 3 年 6 月 23 日岐大規程第 14 号  
令和 4 年 3 月 1 日岐大規程第 40 号 令和 5 年 2 月 21 日岐大規程第 38 号  
令和 5 年 10 月 26 日岐大規程第 13 号 令和 6 年 3 月 28 日岐大規程第 60 号  
令和 7 年 3 月 31 日岐大規程第 41 号 令和 7 年 3 月 27 日岐大規程第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜大学(以下「本学」という。)における共同研究講座及び共同研究部門(以下「共同研究講座等」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 共同研究講座等は、共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする外部の機関、企業等(以下「外部機関」という。)から受け入れる経費等を活用し、及び、外部機関から受け入れる研究者と共同して設置運営し、もって当該研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 共同研究講座 外部機関と共同して実施する講座において行われる教育研究に相当するもので、外部機関からの受入経費により教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (2) 共同研究部門 外部機関と共同して実施する研究部門において行われる研究に相当するもので、外部機関からの受入経費により研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (3) 部局等 学部、学環、研究科、学院、高等研究院、糖鎖生命コア研究所、保健管理センター、医学部附属病院及び運営支援組織をいう。
- (4) 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。

(名称)

第 4 条 共同研究講座等には、当該共同研究講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

2 前項の場合において、外部機関から申し出があったときは、当該外部機関が明らかとなるような字句を名称に付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局等の長は、外部機関から共同研究講座等の設置に係る共同研究の申込みがあり、当該共同研究講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、当該部局等の教授会又はこれに準ずる委員会の意見を聴いて、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 共同研究講座等設置申請書(別紙様式第1号)

(2) 共同研究講座等の概要(別紙様式第2号)

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、共同研究講座等の設置について、運営会議の議を経て、その設置の決定を行うものとする。

(決定の通知)

第7条 学長は、前条の規定により共同研究講座等の設置の決定をしたときは、その旨を当該部局等の長に通知するものとする。

(存続期間)

第8条 共同研究講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、部局等の長が特に必要と認めるときは、存続期間を2年未満とすることができる。

2 前項の存続期間は、更新できるものとし、更新の手続きは、設置の例に準じて行うものとする。

(成果の公表)

第9条 部局等の長は、共同研究講座等の存続期間が終了したときは、当該共同研究講座等における教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(共同研究講座等を担当する教員)

第10条 共同研究講座等を担当する教員(以下「共同研究講座等教員」という。)は、特任教授、特任准教授、特任講師若しくは特任助教(以下「特任教員」という。)又は専任教員とする。

2 共同研究講座等教員の選考は、東海国立大学機構職員採用規程(令和2年度機構規程第41号)及び東海国立大学機構大学教員選考基準(令和2年度機構基準第3号)の定めるところにより行うものとする。

(構成)

第11条 共同研究講座等は、次に掲げる第1号又は第2号のいずれかの者2名以上を含み、かつ第1号から第5号までの者で構成することができるものとする。

(1) 特任教員

(2) 共同研究講座等を兼務する本学の専任教員

(3) 東海国立大学機構が設置する国立大学の教員のうち本学を兼務する者

(4) 外部機関から本学への在籍出向者

(5) その他部局等の長が必要と認めた職員

- 2 前項に規定する構成は、教授若しくは准教授又はこれらに相当する者を1名以上含めることとする。
- 3 第1項第4号に掲げる者が共同研究講座等の構成員に加わる場合には、当該者に上席特命研究員又は特命研究員の称号を付与することができる。
- 4 前項の上席特命研究員又は特命研究員の称号の付与に関し必要な事項は、別に定める。  
(職務内容)

第12条 共同研究講座等教員は、当該共同研究講座等における教育研究に従事する。  
(責任教員)

第13条 共同研究講座等を設置した部局において、共同研究講座等における教育研究・運営及び連絡調整を行う教員(以下「責任教員」という。)を置く。

- 2 責任教員は、共同研究講座等を置く部局に配置される教授又は准教授の職にある者をもって充てる。  
(経理等)

第14条 本学は、共同研究講座等の設置に係る次の各号に掲げる経費等を受け入れ、経理するものとする。

- (1) 共同研究講座等の実施のために特に必要とする研究費、人件費、謝金、旅費、消耗品等その他直接的な経費(以下「直接経費」という。)
- (2) 共同研究講座等に係る施設維持管理費、施設利用料その他間接的な経費(以下「産学官連携支援経費」という。)
- 2 前項の共同研究講座等の設置に係る経費は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときには、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。
- 3 直接経費及び産学官連携支援経費のほか、共同研究講座等における教育研究の実施に必要な経費の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

(契約の締結)

第15条 契約責任者(分任責任者含む)は、契約書により当該外部機関を相手方として契約を締結し、当該共同研究講座等の設置に係る手続きをとるものとする。

(変更を加える場合の手続き)

第16条 共同研究講座等の内容に重大な変更を加える場合の手続きは、設置の例に準じて行うものとする。

(他の研究機関との共同研究等)

第17条 本学と外部機関との合意に基づき、外部機関以外の研究機関(以下「第三者」という。)と共同研究講座等における研究に関連した共同研究、受託研究を行い、又は第三者への委託研究を行うことができる。

2 複数の外部機関とコンソーシアムを形成して教育研究を実施する共同研究講座及び研究を実施する共同研究部門は、第 14 条第 1 項第 1 号に定める経費を、共同研究講座等における研究に関連した共同研究で受け入れることができる。

(民間等共同研究員の取扱い)

第 18 条 共同研究講座等において外部機関に属する研究者を受け入れる場合は、東海国立大学機構共同研究規程（令和 2 年度機構規程第 83 号。以下「規程」という。）第 8 条第 1 項に定める研究担当者等として受け入れるものとし、その受入れ及び研究料については、規程第 8 条第 1 項及び第 9 条の規定を適用する。ただし、規程第 9 条第 1 項に規定する研究料については、本学と外部機関との協議により、免除することができるものとする。

(知的財産の取扱い)

第 19 条 共同研究講座等教員が創出した知的財産に係る取扱いは、第 15 条に規定する契約書において定めるところによる。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規程第 42 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 1 日規程第 2 号)

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日岐大規程第 52 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 1 日岐大規程第 121 号)

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 9 日岐大規程第 138 号)

この規程は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 19 日岐大規程第 145 号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月23日岐大規程第14号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日岐大規程第40号)

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則(令和5年2月21日岐大規程第38号)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則(令和5年10月26日岐大規程第13号)

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日岐大規程第60号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日岐大規程第41号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日岐大規程第67号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式第1号(第5条関係)

共同研究講座等設置申請書

[別紙参照]

別紙様式第2号(第5条関係)

共同研究講座等の概要

[別紙参照]